

# 東京都農業改良資金取扱要領

平成 16 年 4 月 5 日

16 産労農調第 49 号

農業改良資金の取扱いについては、農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和 31 年政令第 131 号。以下「政令」という。）、同法施行規則（平成 14 年農林水産省第 57 号。以下「省令」という。）、農業経営改善関係資金基本要綱（以下「資金基本要綱」という。）、農業改良資金制度運用基本要綱（以下「基本要綱」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）、米穀の新用途の利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）、東京都農業改良資金取扱要綱（15 産労農政第 2205 号。以下「要綱」という。）、東京都農業改良資金認定基準（15 産労農政第 2374 号。以下「基準」という。）東京都農林漁業改善資金担保事務取扱要領（16 産労農調第 951 号。以下「担保事務取扱要領」という。）によるほか、この東京都農業改良資金取扱要領（以下「取扱要領」という。）によるものとする。

## 第 1 制度の目的と運用の基本方針

本制度は、農業の担い手が農業の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは新技術を導入する場合などを支援するために必要な資金の貸付けにあたり、都が農業改良措置の認定等を行い、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が無利子の農業改良資金の貸付けを行うことで、農業者の農業経営の安定と農業生産力の増強を図ることを目的とする。なお、農業改良措置の認定等にあたっては、区市町村農業行政との調整を図るとともに都内農業及び農家生活の地域性を重視し、地域的特色を考慮した認定を行うものとする。

さらに、この農業改良措置の認定等については、認定中小企業者（農商工等連携促進法第 12 条第 1 項の認定中小企業者をいう。以下同じ。）又は認定製造事業者等（米穀新用途利用促進法第 8 条第 1 項

の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「日本公庫法」という。）第 2 条第 3 号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第 2 条第 4 項の事業協同組合等又は同条第 6 項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）又は促進事業者（六次産業化法第 6 条第 3 項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って六次産業化法第 5 条第 4 項第 1 号に掲げる措置を行う六次産業化法第 6 条第 3 項に規定する促進事業者（日本公庫法第 2 条第 3 号に規定する中小企業者に限る。）をいう。以下同じ。）にも認定等を行うことができるため、農業者の経営の改善を図ることを目的として、この認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対して農業改良措置の認定を行うものとする。

## 第 2 貸付に係る認定基準

要綱第 2 条に規定する貸付資格を認定する農業改良措置の判断基準は、基準に定めるとおりとする。

### 1 農業者等についての貸付資格の認定（農業改良措置に関する計画の認定）手続

貸付に係る手続は、農業経営改善関係資金基本要綱第 3 に定めるもののほか、以下により貸付資格の認定を受けるものとする。

(1) 認定を受けようとする者は、農業改良資金貸付資格認定申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を、原則として、公庫又は融資機関に送付し、当該申請書を受け取った公庫又は融資機関は、様式 4 を添えて当該申請書及び経営改善資金計画書を都に提出するものとする。

(2) 都は、申請書及び経営改善資金計画書の提出を受けたときには、法第 7 条に基づき、農業改良普及センター、島しょ農林水産総合センター又は小笠原支庁に申請書及び経営改善資金計画書の内容について、認定基準との適合性及び計画の実現性等の意見照会を行う。農業改良普及センター、島しょ農林水産総合センター又は小笠原支庁は、都に意見書（様式 7）を送付するものとする。都は意見書に基づき、農業改良措置の認定を行う。

(3) 都は申請書を提出した公庫又は融資機関に対し、書類の受付から原則として 3 週間以内に、様式 3 及び様式 5 により、当該認定の審査結果を通知するものとする。なお、当該審査結果が 3 週間以内に終了しない場合には、都はその理由を公庫又は融資機関に通知するものとする。

### 2 認定中小企業者についての貸付資格の認定手続

農商工等連携促進法第 12 条第 1 項に基づき、認定農商工等連携事業に農業改良措置が含まれてい

る場合には、都は、農商工等連携促進法第4条第1項の認定農商工等連携事業計画及び農業改良資金貸付認定申請書（特例対象者用）（様式6）に基づき、農業改良措置の認定を行う。

なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

### 3 認定製造事業者等についての貸付資格の認定手続

米穀新用途利用促進法第8条第1項に基づき、認定生産連携事業に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、都は、米穀新用途利用促進法第4条第1項の認定生産製造連携事業計画及び農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）（様式6）に基づき、農業改良措置の認定を行う。

なお、認定製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

### 4 促進事業者についての貸付資格の認定手続

六次産業化法第9条第1項の規定に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、認定総合化事業計画及び農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）（様式6）に基づき、農業改良措置の認定を行う。

## 第3 貸付資格の認定実績の報告

都は、農業改良資金の貸付け資格の認定について、毎年度の貸付資格の認定に係る申請件数及びその認定件数を、当該年度の翌年度の5月末日までに、様式8号により国に報告するものとする。

## 第4 他の制度との連携

他の制度との連携については、農業経営改善関係資金基本要綱に定めるとおりとする。

## 第5 受付期間

受付期間については、決定の日からとする。

（附則）

- 1 この要領の施行日は、東京都農業改良資金貸付要綱の改正の施行日と同日とする。

(附則)

- 1 この要領の施行日は、決定の日から施行する。

(附則)

- 1 この要領の施行日は、決定の日から施行する。

(附則)

- 1 この要領の施行日は、平成 17 年 4 月 1 日とする。

(附則)

- 1 この要領の施行日は、平成 18 年 6 月 8 日とする。

(附則)

- 1 この要領の施行日は、平成 19 年 9 月 11 日とする。

(附則)

- 1 この要領の施行日は、平成 21 年 4 月 21 日とする。

(附則)

- 1 この要領の施行日は、平成 21 年 8 月 28 日とする。

(附則)

- 1 この要領は、決定の日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正後のこの要領の適用前に、現に改正前の東京都農業改良資金取扱要綱に基づき都が行った農業改良資金の貸付けに係る事業については、なお従前の例による。

(附則) (令和 4 年 1 月 14 日 3 産労農調第 945 号)

この要領は、決定の日から施行する。